第３回定例会議事日程（第４号）

第　１　議案第２４号　いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第　２　議案第２５号　いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第　３　議案第２６号　いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について
第　４　議案第２７号　いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
第　５　議案第２８号　いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について
第　６　介特予算議案第２号　令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第　７　請願第１号　　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願
第　８　議案第２９号　いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
第　９　議案第３０号　いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
第１０　議案第３１号　社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第１１　議案第３２号　いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定について
第１２　議案第３３号　いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第１３　陳情第４号　　いちき串木野市荒川地区風力発電事業計画見直しを求める陳情
第１４　予算議案第３号　令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）
追加日程第１　意見書案第１号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
第１５　閉会中の継続審査について
第１６　閉会中の継続調査について
第１７　議員派遣について

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

本会議第４号（７月３日）（金曜）

出席議員　　１３名

１番	西　　美　香　君	９番	東　　育　代　君
３番	福　山　修司郎　君	１０番	濵　田　　尚　君
４番	奥　吉　拓　郎　君	１１番	竹之内　　勉　君
５番	竹　中　ひかり　君	１２番	原　口　政　敏　君
６番	西　田　憲　智　君	１３番	福　田　清　宏　君
７番	吉　留　良　三　君	１４番	松　崎　幹　夫　君
８番	江　口　祥　子　君		

欠席議員　　１名

２番　　二井谷　友　希　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	石　元　謙　吾　君	主査	軍　神　卓　也　君
補佐	岩　下　麻　衣　君	主任	宮之原　　聖　君

説明のため出席した者の職氏名

市長	中　屋　謙　治　君	企画政策課長	山　﨑　達　治　君
副市長	出　水　喜三彦　君	財政課長	神　薗　正　樹　君
教育長	相　良　一　洋　君	教育総務課長	吉　永　康　彦　君
総務課長	長　畑　正　博　君	消防長	上　夷　征　史　君

令和８年７月３日午前10時00分開議

△開　　議

○議長（松崎幹夫君）　これから本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――

△報　　告

○議長（松崎幹夫君）　まず、報告します。

去る６月29日までに受理した要望書等は、お手元に配付した要望書等配付文書表のとおりです。

次に、監査委員から報告のあった令和７年度３月分の例月出納検査の結果についての写しと、市長から報告のあった株式会社いちき串木野電力経営状況の写しをお手元に配付してあります。

これより議事に入ります。

――――――――――――――――――――

△日程第１～日程第14
議案第24号～予算議案第３号一括上程

○議長（松崎幹夫君）　日程第１、議案第24号から日程第14、予算議案第３号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

［総務厚生委員長東　育代君登壇］

○総務厚生委員長（東　育代君）　皆様、おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案５件、予算議案２件、請願１件、陳情１件の計９件であります。

去る６月24日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の在留カード等にマイナンバーカードの機能が付加された特定在留カード等により印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるよう、改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、まず、個人住民税関係で、物価高への対応の観点から、令和９年度課税分より給与所得控除の最低保障額及び扶養親族等に係る所得要件を引き上げ、令和10年度課税分よりひとり親控除の控除額を引き上げるものであります。

また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、現行の提出義務範囲では個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合が生じ得ることから、提出義務の範囲を拡大するものであります。

次に、固定資産税関係では、物価上昇が継続していることを踏まえ、令和９年度課税分より、家屋及び償却資産の免税点を引き上げるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を改定しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て

支援金支給条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、未来の宝子育て支援金について、現在の子育て支援施策の実施状況等を踏まえ廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、未来の宝子育て支援金は、子どもの誕生を祝福し、成長を願い、健康で明るいまちづくりに資することを目的に、平成18年１月に開始された制度で、令和７年度末までに延べ5,113人に約１億9,000万円を支給して、一定の成果を上げてきました。

一方で、現在は保育料、子ども医療費、学校給食費の３つの無償化をはじめ、国の妊婦のための支援給付金、児童手当拡充、新たな妊婦支援、予防接種補助や保育士就業支援など多様な支援策を実施しており、現行事業の役割と効果を改めて評価した結果、現在の支援施策や今後の子育て環境整備に重点的に取り組む方針を踏まえ、本支援金は一定の役割を果たしたとして廃止するとのことであります。

審査の中で、全廃ではなく、金額の変更や第３子以降のみ支給する考えはないかと質したところ、平成18年の制度開始当初は祝い金という形で一定の効果があったものの、少子化対策全体に大きな効果があるかは計りにくく、近年は保育サービス、学童、住宅支援や教育費の軽減などとセットになった少子化対策が求められている。また、国の妊婦支援給付金といった支援も進んでおり、金銭的支援が重複することから、市としては、現金給付を続けるのではなく、子育てを取り巻く環境の充実に財源を活用したいと考えているとの答弁であります。

そのほか、委員から、今後の子育て支援、少子化対策について、多子世帯への支援も含め、先進的な取組を検討してほしいとの意見が述べられた一方で、財政的な事情や制度の見直しが必要であるとしても、廃止ありきではなく、制度内容の見直しなど、より慎重な検討が必要である旨の本条例制定に反対する意見が述べられたのであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第３号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,649万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億1,394万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

18款繰入金２項３目ふるさと寄附金基金繰入金1,524万6,000円の追加は、ふるさと寄附金教育応援分交付金、長崎鼻公園再整備事業及び荒川小学校閉校準備関係経費の補正に伴い、同基金から繰入金を追加するものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

２款総務費１項３目情報管理費のデジタルデバイド対策事業79万8,000円の追加は、高校生をスマホ講師として育成し、高齢者向けのスマホ教室を実施する経費を追加するものであります。

同じく、９目共生協働推進費のコミュニティ事業助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業の決定を受けたもので、荒川地区まちづくり協議会のコミュニティ活動に必要な備品購入に対する助成金の計上であります。

３款民生費２項２目児童運営費の串木野中央学童クラブ屋根雨漏り修繕費18万円は、串木野中央学童クラブが使用している建物に雨漏りが生じたことから、屋根の雨漏り修繕を行うための経費の計上であります。

審査の中で、20年以上経過したプレハブを修繕するより、建て替えやほかに移設する考えはないかと質したところ、教育委員会や学校との協議にはなるが、学校の空き教室を活用するというのも一つの考え方として、現在検討を進めているとの答弁であります。

同じく、放課後児童健全育成事業1,019万8,000円の追加は、放課後児童クラブを新設するための備品等の購入経費及び令和８年７月から翌年３月までの運営経費を追加するものであります。

４款衛生費１項１目保健衛生総務費の頭蓋形状矯正ヘルメット治療費支援事業50万円は、斜頭症など

の頭位に変形があり、頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療を必要とする乳児の保護者に対し、治療費の一部を助成するための経費の計上であります。

説明によりますと、頭蓋性変形は、見た目の変形に加え、左右の耳の位置異常を伴うことがあり、眼鏡などがずれやすくなることや、成長発達後の歯のかみ合わせや歯並びの異常の原因となるが、脳の発達には影響がないため保険適用とならず、ヘルメットの作成、購入に加え、その他の診療にかかる費用は、自由診療の自己負担となっていることから、実施するとのことであります。

審査の中で、矯正できるまでにかかる期間と費用総額について質したところ、ヘルメット治療は、発見した月齢の２倍の期間矯正が必要であり、例えば生後３か月で見つかれば半年ほどかかる。また、費用については、県内の医療機関であれば、38万円から45万円ほどになるとの答弁であります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第２号令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,646万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出において、１款総務費１項総務管理費、介護保険指定機関等管理システム改修事業８万8,000円で、本年６月サービス提供から適用される介護報酬改定に伴い、県及び国民健康保険団体連合会と情報を共有する介護保険事業所台帳に係るシステムの改修を行う委託料の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願についてであります。

本件は、いちき串木野市荒川2220番地、蓑手幹夫氏から提出されたものであります。

請願の趣旨は、地方公共団体には、少子高齢化の進展に伴う社会保障制度の整備や子育て施策、ＤＸの推進、物価高騰対策などへの対応が求められている。こうした地方への財源対応について、政府は地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、物価高騰や資材、労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

2027年度の政府予算と地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう求めるものであります。

こうした観点から、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、現行の数字にとどまらない、より積極的な地方財政の確保・充実を図ること。地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むことなどについて、国に対し意見書の提出を求めるものであります。

本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君）　これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第３号については、２常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第24号いちき串木野市監査委員条例及びいちき串木野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号いちき串木野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について、西美香議員の発言を許します。

［１番西　美香君登壇］

○１番（西　美香君）　私は、議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本市では、人口減少や少子化が大きな課題となっています。そのような中、未来の宝子育て支援金は、子どもの誕生を地域全体で祝福し、子育てを応援する本市の姿勢を示す重要な制度であったと考えます。

財政状況や制度全体の見直しが必要であることは理解します。出生数の増加を未来の宝子育て支援金だけで実現することは難しく、その効果については様々な意見があると思いますが、子どもを産み育てることに不安を抱える中で、市が子育て世帯を応援する意思を形として示すことには大きな意義があります。若者や子育て世代の定住を促進しようとする一方で、未来の宝子育て支援金を廃止することは、市民に対して後ろ向きな印象を与える可能性があります。財政的な事情や制度の見直しが必要であるとしても、廃止ありきではなく、制度内容の見直しなど、より慎重な検討が必要ではなかったかと考えます。

子どもの誕生は、地域全体にとっても大きな喜びで、本市の将来を支える貴重な存在です。未来の宝子育て支援金は、本市の将来を担う子どもたちへの投資であり、その子どもたちを地域全体で応援するという理念を大切にすべきであることから、本議案に反対するものであります。

議員各位の賢明なる御判断を期待し、反対討論といたします。

○議長（松崎幹夫君）　次に、濵田尚議員の発言を許します。

［10番濵田　尚君登壇］

○10番（濵田　尚君）　おはようございます。

議案第28号について、賛成の立場から討論いたします。

この事業は平成18年から開始された事業で、ある一定の成果があったと説明がありましたが、一方で、現在の３つの無償化を導入した経緯については、その当時、本市に生まれる子どもの減少が止まらない緊急事態を受けての少子化対策であると理解しています。

また、子育て世代の皆様からの子どもたちを安心して遊べる公園が欲しいとの声で、子育てゾーンを中心と進めております長崎鼻公園再整備事業もその関連であります。

私は、以前、３つの無償化が導入されていないときに、一般質問等で、子ども医療費の拡充、給食費の無料化などを訴えてまいりました。祝い金よりも、本当に病気で困っている子どもや、毎月の給食費の無償化で少しでも経済的負担を軽減させて、継続的に子育て支援が進むことを推進しました。保育料も同じであります。

当時の市長も、本来であれば、子育て支援というものは、この国が責任を持って進めるべきといつも前置きをされていました。

先般の総務厚生委員会で、多子世帯への支援の在り方も問うたところでありましたが、今後の社会情勢、国の動向等を考えますと、３つの無償化も自治体のスタンダードになりつつあります。

また、私は、鹿児島県の３世代同居率が東京に次いで低い現状もあり、子どもをめぐる家族の在り方、教育の問題、子どもと地域の関わり、そんな心温まる地域社会の創造に光を当てることが今後の進むべき方向と考えます。

また、多子世帯支援では、フランスの３人以上の子どもがいる家庭に家族手当の支給が加算されるなど手厚い経済的サポートがあります。大家族カード、列車運賃の割引など、国が積極的に関わっています。

私は、この国にも大胆な政策転換を期待したいと思います。このような積極的な子育て環境を構築していくには、本市も勇気を持って大転換していくことも重要と考えます。

持続可能性、事業推進の恩恵の享受等々、今後の子どもに寄り添う支援事業をしっかりと展開していただくことを訴えて、議案第28号の未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例に賛成をいたします。

議員皆様の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松崎幹夫君）　次に、西田憲智議員の発言を許します。

［６番西田憲智君登壇］

○６番（西田憲智君）　皆さん、おはようございます。

議案第28号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長説明からもありましたが、平成18年１月から事業開始をしてから20年間、令和７年度末には延べ5,113人に対し、約１億9,000万円の支援金を支給してまいりました。

本市独自の子育て支援対策として、子育て世帯の負担軽減を図ってきたこの事業は、大変喜ばれ、一定の効果があり、事業自体を否定するものではありません。

その中で、大きく３点。

まず一つ目は、現在では第１子に２万円、第２子に３万円、第３子以降は10万円をお祝い金として支給されており、対象世帯へ適正に支給されているかどうかの審査というのはできるものの、本事業の目的である、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、支援金を送り、健康で明るいまちづくりに資するといった支給後の活用用途として、事業としての事業効果もしくは課題などを検証することがなかなか難しいという点であります。

二つ目は、国のこども家庭庁において、妊産婦への伴走型相談支援と経済的支援が一体的に実施となり、令和４年度から始まった出産子育て応援交付金事業が令和７年度から制度化され、妊婦のための支援給付として、一つ目に、妊婦届出時に５万円、二つ目に、妊婦後期以降に妊娠している子どもの数掛ける５万円の支給がスタートした点であります。国も重複した制度が始まったということが二つ目です。

三つ目は、本市は、人口減少・少子化対策を重点施策として、令和５年度から新たに出産子育て応援事業や、本市独自の事業として、保育料の無償化をはじめ、その他の無償化に取り組み、毎年、子育て世代を対象とした施策は、具体的な支援事業として進化、充実してきている点。

以上の三つを踏まえ、効果的な代替となる支援制度を確立していくことが重要だと考えております。

最後に、令和７年度に策定した第３期子ども・子育て支援事業計画において、現状分析やニーズ調査を示していることから、一つずつ実行、改善させていくこと。

さらには、本市には小児科や産科がなく、専門的医療体制の課題など山積しております。子育て支援の質を保ちつつ、透明性のある移行と適切な代替措置をセットで進めることが、結果として児童福祉の向上につながると考えております。

以上となりますが、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに討論なしと認め、採決します。

本案は、起立採決にて行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（松崎幹夫君）　起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算第２号令和８年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第１号）について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認め、したがって、本案は採択されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

［産業教育委員長吉留良三君登壇］

○産業教育委員長（吉留良三君）　報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案５件、予算議案１件、継続審査の陳情１件、新たな陳情３件の計10件であります。

去る６月25日に委員会を開催し、陳情３件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、長崎鼻公園を活かした誘客交流拠点施設整備運営事業による公園施設等の整備に伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、公園施設の全部または一部を団体で占有して使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない施設に、今回の事業により整備された多目的広場とにぎわい施設を追加した。これは、幼稚園や学校などの遠足やグラウンド・ゴルフなど団体が使用する場合、事前に申請を行い許可を得る手続を想定するもので、許可を受けた者にかかる使用料は、個人、団体を問わず無料としているとのことであります。

審査の中で、市の公共施設予約システムを利用しての申請は可能かと質したところ、今後、システム等の導入を検討していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和９年４月に荒川小学校を串木野小学校に統合することに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、荒川小学校ＰＴＡ及び荒川地区まちづくり協議会から、荒川小学校の串木野小学校への統合についての要望書が提出されたことを受け、その趣旨を尊重し、令和９年４月に荒川小学校を串木野小学校に統合することを総合教育会議において決定したとのことであります。

審査の中で、スクールバスの対応について質したところ、現在中学校再編により運行しているスクールバスに小学生も同乗し、登下校できるよう調整するとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、社会教育施設の運用見直しに伴い、施設の休館日等について関係条例を整備しようとするものであります。

説明によりますと、社会教育施設である中央公民館、市来地域公民館、市民文化センター及びいちきアクアホールについては、現在施設ごとに、休館日や開館時間等の取扱いが異なっており、利用者に分かりにくい状況である。また、公民館施設及び文化施設として区分されているものの、利用実態と施設利用区分が一致しない部分等があることから、利用者に分かりやすい施設運営及び管理運営の効率化を図るため、関係条例を整備するとのことであります。

審査の中で、施設の休館日を毎月第２月曜日に統一することで、これまで利用してきた団体等には理解はいただいているのかと質したところ、これまで第２月曜日を利用してきた団体には事前相談を行い、曜日の変更等を相談させていただいた。また、曜日変更ができない団体については、代替施設を案内し、お願いをしているとの答弁であります。

その他、委員から、串木野地域と市来地域で、休館日をずらしたほうが利用価値が上がるのではないかとする意見や、利用目的で料金区分を分けた市民文化センターリハーサル室については、利用者ニーズをしっかり把握して、今後検証してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、社会教育関係会議について、審議機能及び情報共有機能等の整理を行い、社会教育委員の会議を中核とした体制へ見直すため、公民館運営審議会を廃止し、公民館に関する審議機能を社会教育委員の会議へ統合することに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、公民館運営審議会については、社会教育法に基づく公民館である中央公民館及び地域公民館における各種事業の企画及び実施について、調査、審議するために設置されているが、社会教育委員の会議や生涯学習推進会議と議題や内容が重複し、また、社会教育委員と同一の委員に委嘱されている状況を踏まえ、社会教育委員の会議を中核とした、より効率的な審議体制へ再編するため、公民館運営審議会を廃止するとのことであります。

審査の中で、公民館運営審議会を廃止することで、社会教育委員の会議数が増えるのかと質したところ、これまでどおり年２回の開催を基本とする。また、社会教育委員の会議に専門部会を設置し、全体会議後に専門部会を開催するなど、審議を深めていく体制づくりを図る。その中で、必要に応じて会議数を増やすことは可能であるとの答弁であります。

そのほか、委員から、会議の進め方として、専門部会後に全体会を開催するなどして情報共有に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてであります。

本案は、公民館運営審議会の廃止及び中小企業・小規模企業振興推進会議の設置に伴い改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第３号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）中、委員会付託分についてであります。

それでは、歳出の主なるものについて申し上げます。

８款土木費５項５目公園事業費の長崎鼻公園再整備事業1,307万2,000円は、現在整備を進めている長崎鼻公園が本年10月24日に開園予定であることから、開園から翌年３月までの施設管理に係る経費を追加するものであります。

審査の中で、公園には専門的な管理者等をそれぞれ常駐させるのかと質したところ、多目的広場などの植栽は定期的に管理を行うが、にぎわい施設内の子育て支援施設には、子どもたちの見守りに関わる職員が必要になることから、開園時間帯に合わせ常駐させるため、それぞれの形態によって異なるとの答弁であります。

10款教育費１項３目教職員住宅管理費の川上小学校校長住宅浄化槽取換修繕費247万9,000円は、川上小学校校長住宅の浄化槽漏水に伴う取換修繕費用の計上であります。

同じく、４目教育振興費の学校安全総合支援事業97万1,000円は、串木野中学校区をモデル地域として、児童生徒の災害時の安全確保体制を構築し、その仕組みを県内全域へ展開する事業費の計上であります。

説明によりますと、この事業は２年間で計画され、今年度は専門家を招へいしての防災教室等の実施と研修会や先進地視察を実施するとのことであります。

審査の中で、串木野中学校区がモデル地域となった経緯について質したところ、令和８年４月に中学校再編が行われ、串木野中学校区が大幅に変更されたことに伴い、学校安全計画や引渡し訓練等の見直しが急務であると考え、串木野中学校区をモデル地域としたとの答弁であります。

同じく、２項１目学校管理費の荒川小学校閉校準備関係経費191万円は、令和９年３月をもって閉校する荒川小学校の閉校記念事業に対する補助金などの経費の計上であります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、令和７年第６回定例会で付託され、継続審議となっておりました陳情第４号いちき串木野市荒川地区風力発電事業計画見直しを求める陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市荒川3126番地２、宗教法人真言宗光明院、代表役員米庭本祐氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、荒川地区において、日本風力エネルギー株式会社及び株式会社グリーンパワーインベストメントが計画している風力発電事業に対し、健康被害の問題などの不安要素があることから、現在の計画には反対であり、風力発電機を光明院から２キロメートル以上離れた場所に設置するよう計画の見直しを求めるものであります。

本委員会においては、所管課から事業の経過等を聴取するなど、審査を進めてまいりました。

審査の中で、本計画に関し、健康被害などの不安や心配している市民に寄り添うべきであるとの陳情に賛同する旨の意見が述べられた一方、事業者と地区住民が長年にわたり協議を重ね同意が整っていることや、国の許可の下、事業が進んでいること、さらには工事による崖崩れや落石などについては、事業者からの説明会において、住民意見を反映させ、未然防止策を講じるような工事計画を検討していることを確認できたことから、不採択とすべき旨の意見も述べられております。

本件は、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（松崎幹夫君）　これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第29号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号いちき串木野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号社会教育施設の運用見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号いちき串木野市公民館運営審議会条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第４号いちき串木野市荒川地区風力発電事業計画見直しを求める陳情について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（松崎幹夫君）　起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

これから、保留しておりました予算議案第３号について、討論・採決に入ります。

予算議案第３号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第３号）について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案に対する２常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前10時50分

―――――――――――――

再開　午前11時02分

○議長（松崎幹夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務厚生委員長から、意見書案第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第１を議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

―――――――――――――

△追加日程第１　意見書案第１号

○議長（松崎幹夫君）　それでは、追加日程第１、意見書案第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

総務厚生委員長の趣旨説明を求めます。

［総務厚生委員長東　育代君登壇］

○総務厚生委員長（東　育代君）　ただいま議題とされました意見書案第１号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現することが重要であります。

このようなことから、政府関係機関に対し、次の事項を求める意見書を提出しようとするものであります。

１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

２、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

３、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補塡を行うこと。

５、地方創生推進費として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

６、2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

７、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

８、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補塡すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は十分な財政支援を行うこと。

９、地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。

10、地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

12、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提案いたします。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松崎幹夫君）　これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

△日程第15　閉会中の継続審査について

○議長（松崎幹夫君）　次に、日程第15、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

―――――――――――――――――――――

△日程第16　閉会中の継続調査について

○議長（松崎幹夫君）　次に、日程第16、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

―――――――――――――――――――――

△日程第17　議員派遣について

○議長（松崎幹夫君）　次に、日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

―――――――――――――――――――――

△市長挨拶

○議長（松崎幹夫君）　この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　６月議会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

先月12日に開会されました令和８年第３回市議会定例会が本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決をしていただき、誠にありがとうございました。

本会議及び委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

中でも、未来の宝子育て支援金条例に関する議論においては、３つの無償化や国の支援策による子育て支援の充実についての評価とともに、様々な意見等が出されたところでございます。今後とも、少子化対策、子育て支援に関する総合的な観点から検討してまいりたいと思います。

また、自治公民館運営に関する問題提起につきましては、人口減少・高齢化とともに厳しさが増している現状を踏まえ、今後、行政との関わりを含め、地域コミュニティの機能を維持しながら、支持される自治公民館の在り方について検討してまいりたいと思います。

急激な人口減少・少子化の進行は全国的な課題ではありますが、本市をはじめ、特に地方部においては深刻な段階を迎えていると思っております。都市間競争が激しさを増す中、本市としては、引き続き粘り強い少子化対策とともに、まちの強みや特色を磨き上げ、選ばれるまちを目指して取り組んでまいりたいと思います。

議員各位の一層の御指導と市民皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

―――――――――――――――――――――

△閉　　会

○議長（松崎幹夫君）　これで、令和８年第３回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会　午前11時14分

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算および地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実がはかられる地方財政を実現するよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき国に対して意見書を提出いたします。

記

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２．とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４．政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

５．「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

６．2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

７．会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

８．自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

９．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10．地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

11．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

12．自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

１、件　　名　陳情第４号　九州電力の乾式貯蔵施設についての住民説明会開催と調査公表に関する陳情

２、理　　由　さらに十分審査のため

令和８年７月３日

総務厚生委員会

委員長　東　　育　代

いちき串木野市議会

議長　松　崎　幹　夫　様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

１、件　　名　陳情第１号　ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情

陳情第２号　義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情

陳情第３号　公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

２、理　　由　さらに十分審査のため

令和８年７月３日

産業教育委員会

委員長　吉　留　良　三

いちき串木野市議会

議長　松　崎　幹　夫　様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

事　　件　　１．人口減少対策について
２．防災対策（原発を含む）について
３．行財政運営について
４．生活環境について
５．住民福祉について
６．健康増進について

令和８年７月３日

総務厚生委員会
委員長　東　　育　代

いちき串木野市議会
議長　松　崎　幹　夫　様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

事　　件　　１．農林水産業の振興について
２．商工・交通運輸について
３．食のまちづくり・観光振興について
４．社会基盤の整備について
５．新エネルギー施策の推進について
６．企業誘致について
７．教育について
８．スポーツ・文化の振興について

令和８年７月３日

産業教育委員会
委員長　吉　留　良　三

いちき串木野市議会
議長　松　崎　幹　夫　様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

１．市町村政研修会

（１）派遣目的　　地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修

（２）派遣場所　　鹿児島市宝山ホール

（３）派遣期間　　令和８年８月７日

（４）派遣議員　　全議員

２．議員研修会

（１）派遣目的　　議員の政策形成等の能力向上に資するため

（２）派遣場所　　市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）

（３）派遣期間　　令和８年７月15日

令和８年８月20日

（４）派遣議員　　全議員

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員